

郵便等投票に該当する方

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証が交付されていて、次のいずれかに該当する方。

身体障害者手帳

両下肢	1 級か 2 級
体幹	1 級か 2 級
移動機能	1 級か 2 級
心臓機能障害	1 級か 3 級
じん臓機能障害	1 級か 3 級
呼吸器機能障害	1 級か 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級か 3 級
小腸機能障害	1 級か 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～ 3 級

戦傷病者手帳

両下肢	特別項症～第 2 項症
体幹	特別項症～第 2 項症
心臓機能障害	特別項症～第 3 項症
じん臓機能障害	特別項症～第 3 項症
呼吸器機能障害	特別項症～第 3 項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症～第 3 項症
小腸機能障害	特別項症～第 3 項症

介護保険の被保険者証

要介護状態区分	要介護 5
---------	-------

○代理記載による投票

上記「郵便等による不在者投票」に該当する方で、さらに次のいずれかの障害に該当し自書できない方は、あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する代理記載による投票ができます。代理記載人は、選挙権がある人であれば誰でもなれます。

身体障害者手帳

上肢	1 級
視覚	1 級

戦傷病者手帳

上肢	特別項症～第 2 項症
視覚	特別項症～第 2 項症